

**令和6年度愛媛地方最低賃金審議会
第2回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録**

日時

令和6年10月2日(木) 13:27~15:20

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

武井部会長、園田部会長代理

労働者代表委員

立石委員、寺田委員、吉川委員

使用者側委員

井上委員、西岡委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益の井上委員と使用者代表の河野委員が御欠席ですが、7名の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、武井部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

武井部会長

部会長の武井です。これからの円滑な審議につきまして、各委員の皆様のお力を

願ひ申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の会議は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたように、会議は非公開とします。

議事に入る前に、公益委員からお願いがございます。

第1回合同専門部会で本審議会の会長からお願いについて、申し上げます。特定最賃の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、全会一致による結論が得られますよう、御協力をお願いいたします。

これから行っていただく審議は、「改正の必要性有り」、さらに申し上げますと現行の金額を改正する必要があるという本審の答申を踏まえた審議となりますので、現行の金額から1円以上引き上げること、かつ地域別最低賃金の金額より1円以上、上回る必要があります。このため、特定最低賃金の金額に関する意見、考え方に重点を置いていただければと思います。

それから、愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま影響するものではないということにも御留意願います。

各産業の実態がわかるような資料がありましたら、これをお示ししながら金額提示をいただきたいと思ひます。

労使の御主張については、聞き間違いや記録誤りを防ぐため、意見、考え方について、主要な部分だけでも結構ですので、先ほどの関係資料と合わせ、公益委員と事務局へ書面で御提出いただくことをお願い申し上げます。

なお、はん用機械の特定最低賃金は労働協約ケースとなっておりますので、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、労働協約の中で最も低い賃金額が共通の協約額となり、最下限の協約額が金額審議における事実上の上限となります。事務局に確認いただいたところ、今年度は、1時間1,050円が上限となりますので、御留意ください。

ただいま申し上げました点につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局から願ひします。

賃金室長

資料1ページの資料1を御覧ください。愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿になりますので、御確認ください。

また、今後は、はん用機械製造業として略称で説明します。

3ページの資料2を御覧ください。

こちらは、愛媛県はん用機械製造業最低賃金の年次別推移表となっております。

昨年度は34円の引上げで、現在997円となっており、一覧表には、時間額、引上げ額、引上げ率に加え、未満率と影響率をお示ししております。

4 ページは、未満率と影響率をイメージ図で表したものです。未満率は、はん用機械器具製造業の最低賃金でいえば、現行の 997 円を下回る労働者の割合のことで、影響率は、改正後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合であることを図で示しております。

5 ページは、時間額と引上げ率の推移に関するグラフとなっています。

折れ線グラフは最低賃金額の推移で、赤で表示しておりますのがはん用機械製造業最低賃金で、青で表示しておりますのが地域別最低賃金でございます。

棒グラフは左側の濃い水色で示したものがはん用機械製造業最低賃金の引上げ率で、右側の水色で示したものが地域別最低賃金の引上げ率になります。

7 ページの資料 3 を御覧ください。こちらは、愛媛県はん用機械製造業最低賃金の適用範囲を示したものになります。適用する使用者、適用する労働者などを示しております。

9 ページの資料 4 を御覧ください。

こちらは、令和 6 年度最低賃金基礎調査結果となっています。

毎年 6 月に実施しております、愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正決定の審議に必要な調査結果を取りまとめたものでございます。

はん用機械器具製造業については、2 調査対象産業・事業所の表に示しておりますとおり、事業所規模 100 人未満の事業所を対象に調査しております。

11 ページを御覧ください。

(1)特性値の推移について、過去 5 年間の調査結果を示しております。

ここに「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額の順に並べ、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表しております。

「第 1・4 分位数」は低いほうから 25% に位置する賃金額です。25% 値とも言います。

「第 1・10 分位数」は低いほうから 10% に位置する賃金額です。10% 値とも言います。

「第 1・20 分位数」は低いほうから 5% に位置する賃金額です。5% 値とも言います。

各特性値の推移をグラフに表しておりますので、御確認ください。本年もすべての特性値において、上昇しています。

(2)は、第 1・20 分位数と最低賃金額との差を示した表になります。

(3)は、未満率と影響率を示した表になります。

(4)は、改正された特定最低賃金と地域別最低賃金の比率を示した表で、この比率は「優位率」とも言われております。

次に 12 ページを御覧ください。

こちらは、はん用機械器具製造業の総括表となっています。

「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」の位置に色付けをしております。

12 ページから 16 ページの総括表の(1)は規模別と男女別で示しております。17 ページから 21 ページの総括表の(2)は年齢区分別で取りまとめています。

22 ページを御覧ください。こちらは、はん用機械器具製造業の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」となります。最低賃金額をいくら引き上げると何名の労働者が影響を受けるかを表したものです。例えば、22 ページの表の項番 23 を見ていただきますと、最賃額を 23 円上げますと 1,020 円となります。1,020 円のところを見ていただきますと、4.50%、202 名の労働者に影響が出てくることを示しております。

次に 25 ページ以降の資料 5 と資料 6 は、日銀松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料で、資料 5 は、企業短期経済観測調査結果の概要 2024 年 9 月分となっております。

26 ページには、業況判断が記載されております。これは「良い」から「悪い」を減じた数値が、パーセントポイントで示されており、マイナスについては黒三角で示されております。愛媛県の業種別状況をまとめた表を見ていただきますと、前回調査対象の 2024 年 6 月調査の「最近」の調査を見て比べていただきますと、2024 年 9 月の「最近」は、製造業ではプラス 4 ポイント改善となっておりますけれども、製造業のはん用、生産用、業務用機械では、16 ポイント悪化の黒三角（マイナス）となっております。

2024 年 9 月調査の先行きですけれども、製造業では 8 ポイント悪化、はん用、生産用、業務用機械では、さらに 17 ポイント悪化しております。

次に 33 ページを御覧ください。資料 6 ですけれども、令和 6 年 10 月 1 日に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢で、令和 6 年 8 月としてハローワークにおける求人倍率等の指標となっております。最新の数値である令和 6 年 8 月の有効求人倍率は 1.34 倍と前月、7 月より 0.01 ポイント上昇しており、全国の 1.23 倍を上回ってはいる状況であります。

次に 35 ページの 2 「雇用失業情勢判断」という項目を見てみますと、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きがやや弱さが見られ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるという判断が示されております。

事務局からの資料説明は以上です。

武井部会長

ただ今の説明について、何か御質問等があればお願いします。

（質問等なし）

武井部会長

それでは、続いて議事項番 3 「金額審議」に入ります。

（以降具体的な金額審議）

労働者側（1 回目）

特定最低賃金の改定にあたっては、未組織労働者も含めた賃金水準の下支えを図り、

賃金のセーフティネットの構築を目指して取り組んでいる。

ものづくり産業の基盤を支える優秀な人材を確保し、高い技術・技能の伝承を着実に図るために、愛媛県の基幹産業であるはん用機械器具等製造業にふさわしい水準へ特定最低賃金を引上げることが必要である。

令和6年の中央最低賃金審議会において、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も令和5年10月から令和6年6月までで5.4%の高い水準であることが考慮され、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが妥当と考えられた。

愛媛県下のはん用機械器具等製造業で働く組織労働者の令和6年賃上げ平均額は8,229円、賃上げ率は3.38%、中小機械金属産業を多く抱えた産業別労働組合のJAMの賃上げ平均額は12,230円、賃上げ率は4.50%、組織労働率の約60%を占める100人未満の組合では、賃上げ平均額が10,022円、賃上げ率は4.02%となっている。

連合で計算したところ、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業の特定最低賃金額の月間計算額と、令和5年度愛媛県はん用機械器具等製造業新卒者（～19歳）の平均所定内給与額（10人以上）を比較すると、98円の格差が生じる。

以上の主張を踏まえ、格差解消のため98円の引き上げを求めたいところであるが、現在適用されている労働協約の金額が1,050円であることから、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業特定最低賃金から53円引き上げた1,050円（引上げ率5.32%）を提示した。

使用者側（1回目）

今年度の企業業績は概ね順調に推移しているようであるが、先行きに関しては借入金利の上昇、円安による輸入材料の高止まり、賃金の上昇、製品値上げによる買い控えの懸念等の不安材料が多い。

日銀の企業短期経済観測調査結果（2024年9月、愛媛県分）においても、先行きに対する不透明感が大きくなっている。

愛媛県内経済情勢報告（令和6年7月）では、はん用・生産用機械で持ち直しのテンポが緩やかになっていると判断されている。

はん用機械器具等製造業で働く従業員の生活を守るためにも、賃金引上げは必要と考えているが、企業の支払い能力を十分考慮して決めるべきである。

以上の主張を踏まえ、賃金改定状況調査第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の一般パート計ランクB製造業賃金上昇率2.6%を基準として、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業等特定最低賃金から26円引き上げた1,023円（引上げ率2.61%）を提示した。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

武井部会長

それでは全体会議に戻ります。

本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。

労使各側の隔たりが大きいため、今回の結果をお持ち帰りいただいて、次回に臨んでいただきたいと思います。

また、次回は、全会一致による結論が得られますよう、御協力をよろしく願いいたします。

続いて議事項番4「その他」に入ります。

事務局の方から次回の日程等お知らせがあります。

賃金室長

次回第3回専門部会は、10月16日（水）午前10時00分からとなっております。会場は、本日と同じ、ここ、松山若草合同庁舎7階の共用大会議室になりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

武井部会長

他に、ないようでしたら、以上をもちまして第2回専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。